

くらし 個人番号（マイナンバー）の利用が始まっています



▶問い合わせ 各窓口へお問い合わせください

▼個人番号が必要な手続きでは、「個人番号の確認」が新たに加わります

例) 個人番号の記載が必要な申請書を市役所に提出する場合

個人番号の確認 (通知カード または 個人番号入りの住民票) + **本人確認** (運転免許証 または パスポートなど)

●通知カードをお持ちでない場合、個人番号入りの住民票を取得していただくこともあります。通知カードは免許証と一緒にご持参ください。

●顔写真がないものは、2種類以上本人を確認できるものが必要です。
 例) 国民健康保険被保険者証と年金手帳
 ※税に関する事務の場合は、どちらか1つで構いません。

▼個人番号カードがあれば、1枚で「個人番号の確認」と「本人確認」ができます

個人番号カードの取得には申請が必要です。申請方法については、通知カード送付時に同封されていたパンフレットをご確認ください。
 既に申請している人には、順次はがきでお知らせしますので、しばらくお待ちください。

■個人番号が必要な手続きには、主に次のようなものがあります。

暮らし	【暮らし】	【介護・福祉】
手続き	手続き	手続き
住民票・戸籍	・転入、転居などの住所異動や戸籍届出による氏名などの変更があった場合は、新しい住所や氏名を登記しますので、通知カードまたは個人番号カードをご持参ください。	・要介護認定・更新・区分変更の申請 ・被保険者証などの再交付申請 ・居宅サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼の届出 ・負担限度額認定証の申請 ・介護保険基準収入額の適用申請 ・高額介護合算療養費などの支給申請 ・高額介護サービス費の支給申請 ・特定福祉用具購入費の支給申請 ・住宅改修費の支給申請 ・家族介護用品支給事業の申請
市営住宅	・市営住宅への入居申請 ・市営住宅入居者による収入申告	・手帳の申請 ・身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳 ・各種手当の申請 ・特別児童扶養手当 ・特別障がい者手当、障がい児福祉手当、経過福祉手当 ・心身障がい者(児)福祉年金 ・障がい者総合支援法に基づく申請 ・地域生活支援事業関係 ・障がい福祉サービス関係 ・補装具関係 ・児童福祉法に基づく申請 ・障がい福祉サービス関係 ・自立支援医療費の申請 ・更生医療、育成医療、精神通院医療 ・その他助成・給付の申請 ・難聴児補聴器購入費用助成 ・住宅改修助成(重度障がい者(児)) ・戦没者などの遺族に対する特別弔慰金の請求 ・生活保護の申請
国民健康保険	・加入するとき、やめるとき ・就学や施設入所のための市外転出 ・被保険者氏名、被保険者世帯、住所、世帯主の変更 ・高額療養費、特別療養費、移送費、高額介護合算療養費の支給申請 ・第三者行為による被害の届出 ・被保険者証、高齢受給者証、被保険者資格証明書等の再交付申請 ・限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証の交付 ・一部負担金の免除申請など	【福祉】
後期高齢者医療	・加入するとき ・被保険者証の再交付申請 ・特定疾病療養受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付、再交付申請 ・高額療養費や高額介護合算療養費の支給申請	【子育て】
医療費助成	・重度障がい者医療資格申請	・児童手当の認定請求 ・児童扶養手当の認定請求 ・幼稚園・保育所などへの入所申し込み ・低体重児出生届 ・母子健康手帳の交付申請(妊娠届出)
税金・保険料	【税金・保険料】	給付・届出
市民税	・市県民税申告書の提出 ・給与支払い報告書の提出 ・公的年金等支払報告書の提出	・未熟児養育医療の給付申請 ・子ども医療資格申請 ・ひとり親家庭等医療資格申請
固定資産税	・相続人代表者指定届の提出 ・償却資産申告書の提出 ・固定資産税減免申請書の提出	
国民健康保険税	・非自発的失業者に対する税の軽減申請書の提出 ・国民健康保険税減免申請書の提出	
軽自動車税	・軽自動車税減免申請書の提出	
介護保険料	・介護保険料減免申請書の提出	

※上記以外の手続きにも個人番号が必要になる場合があります。

くらし 3月27日と4月3日の日曜日は開庁します

▶問い合わせ 市民課 ☎73-3005

日曜開庁日業務一覧 ※各支所は開庁しません

住民票・戸籍など	・住民異動届の受け付け ・住民票の写し、戸籍などの証明の発行 ・印鑑登録、印鑑登録証明の発行 ・国民年金の手続き ・通知カードの受け取り、個人番号カードの交付(要予約)
税務	・各種納税証明の発行 ・市税の納付
保険・福祉	・国民健康保険、後期高齢者医療、福祉医療の手続き ・介護保険認定者の転出、転入の受け付け ・障がい者手帳の手続き ・児童手当、児童扶養手当の受け付け
教育	・小中学校の児童、生徒の転出、転入の受け付け ・幼稚園児の転出、転入の受け付け
水道	・開栓、閉栓の手続き ・水道料金の納付 ※日曜開庁日以外の土、日、祝日も水道局料金センターで手続きや納付ができます。 水道局料金センター ☎62-2142

就職や転勤、就学などで転出や転入が多くなる3月と4月の日曜日に、市役所の本庁舎を開庁します。ただし、国の機関や他市町への確認が必要な業務は、対応できないことがあります。

開庁日	開庁場所
3月27日(日)	三豊市役所本庁舎1階 (市民課他)
4月3日(日)	
午前8時30分～午後5時	

くらし 軽自動車税は4月1日に課税されます

▶問い合わせ 税務課 ☎73-3006
 四国運輸局香川運輸支局 ☎050-5540-2075
 軽自動車検査協会香川主管事務所 ☎050-3816-3122

4月から税額が変わります。詳しくは、下記のQRコードを読み取り、ご確認ください。
 納税通知書に載っている軽自動車で所在不明のものはありませんか？
 ナンバープレートが無いので手続きの仕方が分からない、車は廃車しているけれど、事情があって手続きができない、人に譲ったのに、今も自分宛てに通知書が届いている など
 軽自動車税の課税に関する問い合わせは、税務課まで、ご連絡ください。



種類	受付窓口
原動機付自転車(125cc以下)	税務課または各支所
小型特殊自動車(農耕用など)	各支所
二輪の軽自動車	四国運輸局
二輪の小型自動車(126cc以上)	香川運輸支局
軽自動車(二輪を除く)	軽自動車検査協会香川主管事務所

【受付場所】
 軽自動車やバイクの税金は、毎年4月1日現在の所有者に課せられます。他人に車を譲ったり、廃車にしたりした人、住所が変わった人は、3月31日(木)までに異動の手続きをしてください。